第1章 指針の目的、海岸県有保安林の概要等

第1節 指針の目的

この指針は、旭市から一宮町までに及ぶ九十九里地区における海岸県有保安林の整備に際して、松くい虫被害や湿地化により疎林化が進行した海岸県有保安林の早急な再生に加え、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波で、青森県から千葉県にかけて海岸保安林が被害を受けたことを踏まえ、病虫害、台風や津波などの災害にも強い海岸県有保安林の整備・育成を図るための具体的な事項を定め、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波では、青森県から千葉県の6県で 浸水被害が約3,660haにも及び、7月11日現在で222か所、550億円の被害が報告されており、 海岸保安林の再生が急務となっている。

本指針は、「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」で述べているように、海岸保安林の整備・育成に当たり、津波被害から復旧するだけではなく、海岸保安林の立地条件に伴う様々な災害への対応を図ることにより、海岸県有保安林の防災機能向上を目指し、計画的に進めていくための指針である。